

○総務省令第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政党助成法（平成六年法律第五号）並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）の規定に基づき、並びに政治資金規正法及び政治資金規正法施行令並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣 石田 真敏

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「長」を「中」に改める。

- 一 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）別記様式（別記第十四号様式（記載要領）21(4)及び(5)を除く。）
- 二 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）別記様式
- 三 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）別記様式

附 則

この省令は、公布の日から施行する。